

# 平成17年度市場モニタリングテスト結果

## 家庭用品品質表示法に係る試買テスト

### 「電気掃除機」

(独立行政法人製品評価技術基盤機構)

平成17年度に、家庭用品品質表示法の電気機械器具品質表示規程(以下「表示規程」という。)に定められている吸込仕事率の表示について疑義がある電気掃除機が販売されているという情報があり、試買テストを行いました。

テストの実施にあたっては、当該電気掃除機を5点市場から購入し、テスト対象商品としました。

テストの結果、5点全ての吸込仕事率が表示値の許容範囲(表示値の-10%以内)を下回っており表示規程に不適合でした。

この結果に基づき、経済産業省から当該表示者に対して改善指導が行われました。